

## 労働委員会の救済命令の取消訴訟における新証拠の提出制限について（案）

労働委員会の救済命令の取消訴訟における新証拠の提出制限については、厚生労働省労働政策審議会の建議「労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について」を踏まえて、労働委員会での不当労働行為事件の審査手続における証拠提出命令の措置（注1）とともに、その他の審査手続及び審査体制の充実のための措置（注2）が講じられることを前提として、以下のような制度を導入することが適当である。

労働委員会における不当労働行為事件の審査の段階で証拠提出命令を受けたにもかかわらず当該命令に係る対象物件を提出しなかった者は、労働委員会に提出しなかったことにつき正当な理由がある場合を除き、労働委員会の命令に対する取消訴訟において当該物件について証拠の申出をすることができないものとする。

（注1）厚生労働省労働政策審議会の建議においては、労働委員会は、不当労働行為事件の審査に必要な帳簿書類その他の物件を証拠として提出させることを、当該物件の所持者に対し命ずることができるものとするとともに、証拠提出命令の権限行使の手続、証拠提出命令の対象物件の範囲の限定、証拠提出命令に対する不服審査手続等についての措置を講ずることが適当であるとされている。

（注2）上記の建議においては、労働委員会の不当労働行為審査制度について、審査を計画的に進めるための枠組み、事実認定に必要な証拠の確保、審査手続の公正の確保等の審査手続に関する措置、中央労働委員会及び地方労働委員会の審査体制に関する措置等を講ずることが必要であるとされている。